

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	梅洞地区 (梅洞)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月21日 第3回

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

梅洞地区は、坪井川河口に広がる水田地帯であり、施設園芸のナスや水稻の作付が多い地域である。経営体育成基盤整備事業に取り組んでおり、農地の区画整理、農業用排水路の分離、農道拡幅及び暗渠排水による地下水の低下を図り生産性、品質向上を目指している。  
しかし、農業後継者の不足や高齢化に伴い今後ますます農業者が不足していくことが懸念される。□

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では経営体育成基盤整備事業により、農業基盤の整備が進んでおり、集落営農組織による農地集積が進んでいる。今後も地域の話し合いにより、担い手への農地の集積・集約化に取り組む一方で、施設農家はハウス以外の農地を法人に預けることにより施設野菜に専念し規模拡大、品質、収量増を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農事組合法人うめどう(集落営農組織)を梅洞地域の第一の受け皿として、農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	農地中間管理機構を積極的に活用していく
(3) 基盤整備事業への取組方針	県営の経営体育成基盤整備事業に取り組んでいる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、農作物の被害防止を図る。